

第五次 滋賀県立病院中期計画（改定素案）に対する 意見・情報等および病院事業庁の考え方について

1 県民意見募集の実施結果等

令和6年1月31日(水)から令和6年2月20日(火)までの間、「第五次 滋賀県立病院中期計画（改定素案）」について意見・情報の募集を行った結果、153者から189件の意見・情報が寄せられました。

また、この期間において、関係医療機関等からの意見聴取を行うとともに、経営協議会（2/9）も開催しました。

これらの意見・情報および病院事業庁の考え方は次のとおりです。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	件数
第1章 第五次県立病院中期計画の改定に係る基本的な考え方	0件
第2章 県立3病院の概要、医療を取り巻く状況等	1件
第3章 基本理念と基本方針	1件
第4章 重点的取組	169件
第5章 収支計画	3件
第6章 中期計画の推進に向けて	0件
その他	15件
合計	189件

3 意見等に対する病院事業庁の考え方

意見等に対する当庁の考え方は別紙のとおりです。なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとしています。

4 関係医療機関・団体および県立病院経営協議会の主な意見

【病院統合に関すること】

- ・小児保健医療センターが県立総合病院と統合してシームレスにやっていくのが患者にとっても絶対に良いことである。
- ・成人と小児の外来を分けることも、将来的には解消する必要がある。誰が受診してもいいように障害者と一般の子どもを分けないこと。
- ・総合病院と小児保健医療センターの手術室は一つに集約する方が絶対に良い。当初の小児再整備計画では器械も部門も全部別々としていたが、これは良くない。

【医療型短期入所（レスパイト）に関すること】

- ・医療型短期入所の導入に当たっては、サービスの運用の仕方や予約システムの明確化を図って欲しい。
- ・医療型短期入所は空床型でも、5床は確実に確保することを丁寧に伝える方が安心してもらえる。
- ・小児保健医療センターは、在宅でレスパイトが必要な方を公平に受け入れる必要がある。
- ・医療機関である小児保健医療センターに障害福祉サービスが入るのは違和感がない。

【経営に関すること】

- ・経営形態のあり方について、ネガティブな文言になっているように思うが、実は経営形態を変えたほうが、自主的な経営ができてよいかもしいので、今から検討していただきたいと思う。
- ・経営は非常に大変だと思うが、収支見通しは、かなり厳しく見込んだ方がいい。入院収益の見込みが、本当に実現性があるのかと思う。
- ・この計画が達成されればよいが、何かの加減で狂うと、資金面でかなり苦しいという印象。人件費や光熱水費は今後も、さらに上昇していく可能性があり、厳しい要因である。

5 今後の予定

令和6年 3月8日 厚生・産業常任委員会（改定最終案）

3月下旬 「第五次 滋賀県立病院中期計画」改定・公表